

様式第七号の5(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

## 6. 環境保全措置の概要

### (1) 中間処理施設において講ずる措置

廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、同法第15条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同法第15条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同法第15条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設維持管理基準を遵守した措置を講じ、適正に廃棄物の処理を行う。

別紙を添付

### (2) 保管施設において講ずる措置

廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に廃棄物の保管を行う。

別紙を添付

### (3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし

[破碎]

付表5① 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表（施行令第6条関係）

処 分 の 基 準	基 準 対 応
<p>1 処分又は再生にあたっては、次によること。                      (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。                      (2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>1) 処理施設は、建屋内に設置しており、重量物のため、産業廃棄物の周辺環境への飛散・流出はない。                      2) 悪臭については定期的に消毒等の措置を行う。壁、天井には吸音材を取り付け、機械を防振装置の上に設置するため、敷地境界での騒音・振動ともに基準65 d.B以下である。</p>
<p>2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>上記1のとおり</p>
<p>3 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。                      (1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。                      ア 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。                      イ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p>	<p>ア) 保管場所は、建屋内に設置している。廃棄物の荷重がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。                      イ) 保管場所には、必要事項を表示した掲示板を設置する。また、囲いを設け、マーカー等で区域を明記する。</p>
<p>(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。                      ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと。                      イ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。                      ウ その他必要な措置</p>	<p>ア) 排水は雨水のみであるが、油水分離槽を通して排水する。施設内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。                      イ) 屋外では、囲いを設け、マーカー等にて、境界線を明記し、保管基準に反しないように適正に積み上げる。</p>
<p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>定期的に事業場内を清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。</p>
<p>(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適切な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。</p>	<p>マニフェストと産業廃棄物が一致する管理をし、処分されたことを確認した後、D票を遅くとも交付日から90日以内に排出事業者へ届くように返送する。</p>

[破碎]

<p>(5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14（木くず又はコンクリート破片の再生を行う処理施設においては28、アスファルト・コンクリート破片の再生を行う処理施設においては70、廃タイヤを11月から3月に保管する場合は60）を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p>	<p>破碎廃棄物 合計トン数 433.43 t</p> <p>処理施設の処理能力：180 t / 日 <math>433.43/180=2.4</math>日分 &lt; 1.4日分</p> <p>※保管施設の一覧（付表3）のとおり</p>
---	--

[破碎]

付表5② 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第12条、第12条の2関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	処理施設は、床面、壁ともにコンクリート厚さ500ミリ～1200ミリ仕上げ、基礎地盤上に設置しており、温度は常温にて使用するため、構造耐力上安全である。
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、当処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	敷地境界での騒音・振動の測定値は、環境保全目標(騒音65dB、振動65dB)の範囲内である。
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は雨水のみであるが、油水分離槽を経由して排水する。
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に並び、十分な容量を有するものであること。	破碎廃棄物 合計トン数 433.43 t 処理施設の処理能力: 180 t/日 $433.43/180=2.4$ 日分 < 1.4日分 ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

個別基準 (破碎)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水設備を設ける。

[破碎]

付表5③ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物の受入れでは、マニフェスト内容の確認、トラックスケールでの計量、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物については原則受入れを行わない。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	毎日の処理量を計量器で計測し、マニフェストや日報等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態が発生した時には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、当処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	事業場内を定期的に清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動の測定値は、環境保全目標(騒音65dB、振動65dB)の範囲内である。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防止のための散水は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、油水分離槽を経由してから排水する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録や事故時の措置報告書等を三年間以上保存する。

個別基準 (破碎)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水を行う。

[圧縮]

付表5① 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表（施行令第6条関係）

処 分 の 基 準	基 準 対 応
<p>1 処分又は再生にあたっては、次によること。</p> <p>(1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>(2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>1) 処理施設は、建屋内に設置してあり、重量物のため、産業廃棄物の周辺環境への飛散・流出はない。</p> <p>2) 悪臭については定期的に消毒等の措置を行う。壁、天井には吸音材を取り付け、機械を防振装置の上に設置するため、敷地境界での騒音・振動ともに基準65 d B以下である。</p>
<p>2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>上記1のとおり</p>
<p>3 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>ア 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>イ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p>	<p>ア) 保管場所は、建屋内に設置している。廃棄物の荷重がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。</p> <p>イ) 保管場所には、必要事項を表示した掲示板を設置する。また、囲いを設け、マーカー等で区域を明記する。</p>
<p>(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>イ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p> <p>ウ その他必要な措置</p>	<p>ア) 排水は雨水のみであるが、油水分離槽を通して排水する。施設内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。</p> <p>イ) 屋外では、囲いを設け、マーカー等にて、境界線を明記し、保管基準に反しないように適正に積み上げる。</p>
<p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>定期的に事業場内を清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。</p>
<p>(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適切な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。</p>	<p>マニフェストと産業廃棄物が一致する管理をし、処分されたことを確認した後、D票を遅くとも交付日から90日以内に排出事業者へ届くように返送する。</p>

(圧縮)

<p>(5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14（木くず又はコンクリート破片の再生を行う処理施設においては28、アスファルト・コンクリート破片の再生を行う処理施設においては70、廃タイヤを11月から3月に保管する場合は60）を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p>	<p>圧縮廃棄物 合計トン数 195.83 t</p> <p>処理施設の処理能力：96 t/日 <math>195.83/96=2</math>日分&lt;14日分</p> <p>※保管施設の一覧（付表3）のとおり</p>
---	---

(圧縮)

付表5② 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第12条、第12条の2関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	処理施設は、床面、壁ともにコンクリート厚さ500ミリ～1200ミリ仕上げ、基礎地盤上に設置しており、温度は常温にて使用するため、構造耐力上安全である。
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、当該処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	敷地境界での騒音・振動の測定値は、環境保全目標(騒音65dB、振動65dB)の範囲内である。
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は雨水のみであるが、油水分離槽を經由して排水する。
6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	圧縮廃棄物 合計トン数 195.83 t  処理施設の処理能力: 96 t/日 $195.83/96=2.0$ 日分 < 1.4日分  ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

個別基準(破碎)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水設備を設ける。



[圧縮]

付表5③ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物の受入れでは、マニフェスト内容の確認、トラックスケールでの計量、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物については原則受入れを行わない。
2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	毎日の処理量を計量器で計測し、マニフェストや日報等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態が発生した時には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置しており、当処理施設における産業廃棄物は固形状の重量物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	事業場内を定期的に清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動の測定値は、環境保全目標(騒音65dB、振動65dB)の範囲内である。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防止のための散水は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、油水分離槽を経由してから排水する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録や事故時の措置報告書等を三年間以上保存する。

個別基準(破碎)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため散水を行う。

様式第一号の4

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

飛散防止の為、ダンプ・キャブオーバでの運搬時はシート掛け及びワイヤー掛けを行う。

容器を使用する際は、転倒防止の為ワイヤーで荷台に固定する。

汚泥・鉱さいは、オープンドラムに入れ、蓋を閉め密閉し運搬する。

廃油・廃酸・廃アルカリは、他の廃棄物と混合することのないよう区分し、クローズドドラム缶に入れ密閉し運搬する。

固形物は、出来るだけ荷台に直積みはせず、ボックスに入れ運搬する。直積みする際は、飛散等しないように、運搬時はシート掛け及びワイヤー掛けを行う。

過積載に、十分注意する。

運搬に際しては、振動や騒音を考慮し商店街や住宅密集地を迂回した運搬経路を指示徹底し、タイヤ、車両等の洗浄に努め、道路美化等に努める。

収集及び運搬に係る産業廃棄物の種類、当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文章を携帯し、記載内容を遵守する。  
(WDS等により、産業廃棄物の性状等を確認し、それぞれの性質に応じて、収集運搬及び積替え保管を行うとともに、処分業者に伝える。)

石綿含有産業廃棄物については、別紙対応表参照

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

別紙の通り対応表参照

(3) その他

積替え保管基準との比較表

象文	基準	対策
令6 1-1ハ	産業廃棄物の積替えを行う場合には、令第3条第1号への規定の例によること。	
令3 1ハ	産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。	
	(1)積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であること表示がされている場所で行うこと。	積替えは、ラインで囲まれた範囲内で行う。また、必要事項を記載した掲示板を設置する。
	(2)積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように必要な措置を講ずること。	廃棄物が飛散、流出、及び地下浸透しないよう、積替えは、コンクリートが打設された場所で行う。悪臭が発生する廃棄物は取り扱わない。
	(3)積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	定期的に清掃を実施するほか、必要に応じて薬剤を散布する。
令6 1-1ニ	石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、令第3条第1号トの規定の例によること。	
令6 1-1ハ	石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号トの規定の例によること。	
令3 1ト	石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。	プレコンに入った状態で荷受けし、積替保管後、そのままの状態で、搬出するため、混合しません。
令6 1-1ホ	産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号ズ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。	保管の場所における1日あたりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えない。
規7-3 1	令第6条第1項第1号ホの規定によりその例によることとされた令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、規則第1条の5の規定の例によるほか、令第6条第1項第1号ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。	必要事項を記載した掲示板を設置する。
規7-4 1	令第6条第1項第1号ホの規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。	
	船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回る場合	
2	使用済自動車等を保管する場合	
令3 1チ	産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行ってはならないこと。	産業廃棄物の積替えを行う場合のみ保管を行う。
規1-4 1	令第3条第1号ズの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	
	1 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。	あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められている。
	2 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。	搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないよう管理する。
3	搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。	搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出する。
令3 1リ	産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。	
	(1)保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。	
	(イ)周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。	ラインにより囲いを設け、ラインで囲まれた範囲内で行う。
(ロ)環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他の産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。		
規1-5 1	令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。	必要事項を記載した掲示板を設置する。
	2 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
	3 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先	
令3 1ロ	屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、規則第1条の6に規定する高さのうち最高のもの	
	(2)保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように次に掲げる措置を講ずること。	
	(イ)産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。	底面がコンクリートの屋内で、容器にて保管する。屋内でも、油水分離槽を経由して排水する。
(ロ)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。	環境省令で定められた高さを超えないよう、目印を設置して管理を行う。容器を用いて保管する。	
規1-6	令第3条第1号リ(2)(ロ)の規定による環境省令で定める高さ(省略)	別紙計算書のとおり
令3 1リ	(ハ)その他必要な措置	
	(3)保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	定期的に清掃を実施するほか、必要に応じて薬剤を散布する。

別添 1-5-2 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)との比較表 (石綿含有産業廃棄物の収集・運搬①)

収 集 運 搬 の 基 準	基 準 対 応
4.2 石綿含有廃棄物の収集、運搬に当たっては、石綿含有廃棄物を破砕しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行うこと。また、石綿含有廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行うこと。	
1 石綿含有廃棄物の収集又は運搬は次のように行うこと。	
(1) 石綿含有廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。	必ずフレコンに詰めて運搬し、飛散防止に努めます。
(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。	悪臭が発散する廃棄物は、取り扱わない。
(3) 石綿含有廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じること。	廃棄物が飛散、流出及び地下浸透しないよう、積替えはコンクリートが打設された場所で行い、生活環境に害を及ぼさないようにしています。
(5) 石綿含有廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。	フレコンに入った状態で荷受けし、積替保管後、そのままの状態、搬出するため混合しません。
4.2.1 石綿含有廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。	
2 石綿含有廃棄物は、収集又は運搬の際の接触や荷重による破断により石綿が飛散するおそれがあるので、飛散防止のため次のような措置を講じること。	
(1) 石綿含有廃棄物が変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行うこと。	破断しないよう、積み込み・荷下ろし時には、十分注意する。
(2) シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行うこと。	フレコンに入れ、シートをかけて運びます。
3 また、石綿含有廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、石綿含有廃棄物を破砕することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこと。	投入しません。
4 石綿含有廃棄物の収集又は運搬のために運搬車両等に積み込む際、運搬車両に比べ石綿含有産業廃棄物が大きい等によりやむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行うことは認められている。	破砕又は切断は行わない。
4.2.2 石綿含有廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。 石綿含有廃棄物の運搬車及び運搬容器は、石綿含有廃棄物が飛散し、及び流出するおそれのないものであること。 石綿含有産業廃棄物の収集運搬業者は、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、マニフェスト等の書面を備え付けておくこと。	フレコン別に仕分けてあるため、混ざりません。 必ずフレコンに詰めて運搬し、飛散防止に努めます。 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、マニフェスト等の書面を備え付けます。
1 石綿含有廃棄物の運搬車は、石綿含有廃棄物が飛散するおそれのないものである必要があることから、次の構造を有していること。	
(1) 石綿含有廃棄物の運搬車は、石綿含有廃棄物の形状に応じた構造のものであること。	フレコンに入れたまま、上から乗せて2段にせず、並べて積み込むため、飛散することなく、安全に運べれます。 (7t車→フレコン8枚 15t車→フレコン14枚)
(2) 石綿含有廃棄物の運搬車は、飛散防止のためシート掛け等ができるものであること。	フレコンに入れ、シートをかけて運びます。
(3) 石綿含有廃棄物を他の廃棄物と混載する場合は、混ざらないように中仕切り等が可能であること。	フレコン別に仕分けてあるため、混ざりません。
(4) 運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講じること。	転倒や移動防止のため、必要であればフレコンに入ったものを更に、ボックスに入れたり、ロープ等で固定します。
2 石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は、運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を鮮明に表示し、かつ、運搬する石綿含有産業廃棄物のマニフェストを備え付けておくこと。	運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を鮮明に表示し、かつ、運搬する石綿含有産業廃棄物のマニフェストを備え付けます。
3 上記2で示した内容を運搬車の車体の両側面に表示する場合は、識別しやすい色の文字で表示すること。	白地に黒文字で、表示します。

別添 1-5-2 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)との比較表 [石綿含有産業廃棄物の収集・運搬②]

収 集 運 搬 の 基 準	基 準 対 応
4.2.3 石綿含有廃棄物の積替え(積替えのための保管を含む。)を行う場合には、積替えの場所には、石綿含有廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。	
1 石綿含有廃棄物の保管に関しては、次に定める基準に従った積替えを行う場合を除いて、行ってはならない。	
(1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。	あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められている。
(2) 搬入された石綿含有廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えないこと。	搬入された産業廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えないよう管理する。
(3) 搬入された石綿含有廃棄物の破損等が生じないうちに搬出すること。	フレコンに入った状態で荷受けし、積替保管後、そのままの状態でも、搬出するため破損しません。社内にて、7日間を目安に早めに搬出するように、心がけています。
2 石綿含有廃棄物の積替え(積替えのための保管を含む。)の場所には、石綿含有廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。	フレコン別に仕分けてあるため、混ざりません。
3 屋外において石綿含有廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた石綿含有廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。なお、環境省令で定める高さとはいずれも次のとおりである。	
(1) 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。	屋外にて、保管しません。
(2) 廃棄物が囲いに接する場合(直接、壁に負荷がかかる場合は、囲い内側2mは囲いの高さより50cmの線以下、2m以上の内側は勾配50%以下。	屋外にて、保管しません。
4 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、当該保管する石綿含有産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量の7を乗じて得られる数量(つまり7日分)を超えないようにすること。ただし、船舶を用いて運搬する場合で、船舶の積載量が積替えの保管上限を上回る場合を除く。	保管する量は、必要最小限の量です。
5 石綿含有廃棄物の積替え又は保管に係るその他の規定については、廃石綿の規定を参照されたい。	
(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に石綿含有廃棄物の積替えの場所であること、積み替える産業廃棄物の種類、積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先の表示を行うこと。	囲いを設け、必要事項を記載した掲示板を設置する。
(2) 積替えの場所から石綿含有廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。	床面がコンクリートの屋内で、容器にて保管する。屋内でも、油水分離槽を経由して排水する。
(3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	定期的に清掃を実施するほか、必要に応じて薬剤を散布する。
(4) 石綿含有廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。	フレコン別に仕分けてあるため、混ざりません。
6 積替え(積替えのための保管を含む。)を行う場合、石綿含有廃棄物の飛散防止措置については、4.2.1を参照。また、表示については上記5を参照。	

様式第一号の4 (第九条の二第二項第一号、同条第三項、第十条の十二第二項関係)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

積載時には、ボックス、ドラム缶及びポリタンクを使用するなどして他の産業廃棄物と混ざらないように積載する。

また、運搬時に産業廃棄物が飛散しないようにシート及びワイヤーを使用し、過積載にも十分注意する。

運搬に際しては、振動や騒音を考慮し商店街や住宅密集地を迂回した運搬経路を指示徹底し、タイヤ、床面等の洗浄に努め、道路美化等に努める。

また、運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、収集及び運搬を行う者は、その収集及び運搬に係る産業廃棄物の種類、当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文言を携帯し、記載内容を遵守する。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

様式第一号の4

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

別添1ー5のとおり

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 — 《 収集運搬業(特別管理産業廃棄物) 》 — 5.環境保全措置【合計:4枚】 —  
 石川県申請時資料【2/3枚】

別添 1-5-1 特別管理産業廃棄物収集運搬基準との比較表

(施行令第6条の5第1項関係)

収 集 運 搬 の 基 準	基 準 対 応
1 収集又は運搬にあたっては、次によること。 (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	(1) 廃油をドラム缶・ガソリンタンク・専用オイル缶に入れ、それをコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、飛散や流出しないようにする。  (2) 容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、悪臭が漏れるおそれのないものとし、運搬の際は徐行に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常点検等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。
2 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、容器等は、日常点検等により、錆や劣化等がないか確認することを務め、悪臭が漏れるおそれのないものとし、運搬の際は徐行に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常点検等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。 万一、漏出等により運搬施設に付着した際は、ウエス等により拭き取りを行う。
3 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。	該当なし
4 収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。 (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合(特別管理産業廃棄物である特殊な廃棄物(ダイオキシン類特別管理廃棄物(環境省令第1号に定める廃棄物)において生じたじんじん(燃焼灰)及び同特別管理二硫化炭素)を有する工廃物(「事業場」において生じた汚泥等)と特定監視用廃物(特別管理産業廃棄物であるもの)とを混合する等)であって、当該廃棄物の量が混入するおそれなく、かつ、混合した廃棄物の量を監視装置を用いて監視し、又は監視装置を用いて検出する方法により処理する場合、(燃焼性一般廃棄物と可燃性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該混合廃棄物の量が混入するおそれのない場合)は、この限りでない。	(1) 容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、容器等は、日常点検等により、錆や劣化等がないか確認することを務め、悪臭が漏れるおそれのないものとし、運搬の際は徐行に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常点検等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。  (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬する。なお、マニュアル等では、他の廃棄物と混載した場合には、その廃棄物も特別管理産業廃棄物として取り扱うこととされている。
5 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。	密閉可能な容器を使用するため、飛散・流出及び悪臭が発生するおそれはない。
6 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。	該当なし
7 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項(「収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類」、「当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」)を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。	収集運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類や取り扱う際に注意すべき事項を記載した文章を携帯する。
8 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。	運搬車の車体の両側面には、特別管理産業廃棄物の収集・運搬に使用する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、その運搬車に許可証の写し及び産業廃棄物管理票(電子マネIFESTOを使用する場合、電子情報処理組織の使用を証する書面等)を備え付ける。



優良産業廃処理業者認定制度に係る公表事項 —

許可の内容 — 《 収集運搬業(特別管理産業廃棄物) 》 — 5.環境保全措置【合計:4枚】 —  
石川県申請時資料【3/3枚】

<p>9 感染性産業廃棄物又は廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物(以下、PCB廃棄物という。)の収集又は運搬を行う場合には次によること。</p>	
<p>ホ 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。</p> <p>へ PCB廃棄物を収納する運搬容器は、次の構造を有するものであること。</p> <p>① 密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>② 収納しやすいこと。</p> <p>③ 損傷しにくいこと。</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>
<p>へ 感染性廃棄物を収納する運搬容器は、次の構造を有するものであること。</p> <p>① 収納しやすいこと。</p> <p>② 損傷しにくいこと。</p> <p>③ 密閉できること。</p>	<p>該当なし</p>

様式第一号の4 (規第九条の二第二項第一号、同条第三項、第十条の十二第二項関係)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

・キャブオーバ で、廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) を運搬する場合は、ボックス、ドラム缶及びポリタンクを使用することで、液体の飛散流出及び悪臭の発散を防止し、さらに飛散流失防止のため、車両にロープで固定し、必要に応じて、シート掛けも行う。

・収集運搬に伴う騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないよう、アイドリングストップを励行する。

・特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないよう、区分して収集し、又は運搬を行なう。

・特別管理産業廃棄物の種類、当該特別産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文章に記載し携帯する。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他